

改正派遣法に基づくマージン率の公開

株式会社ジー・ソフト

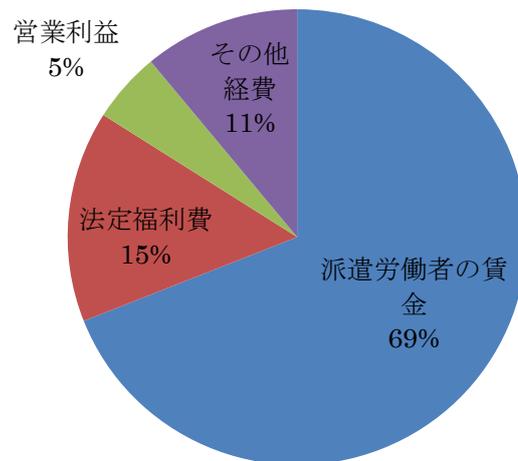
毎年7月1日更新

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

派遣料金の内容内訳（マージン率）



その他経費：教育訓練費、福利厚生費、有休休暇取得、募集採用費、労務管理費、事業所費、光熱費、車両費
※マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費などが含まれております。

派遣労働者の数	3名
派遣先数	2件
教育訓練に関する事項	ビジネススキル基本研修、ソフトウェア基礎研修、リーダー就任研修
派遣料金の1日（8時間）の平均額	17,963円
派遣社員の賃金の平均額	12,491円
マージン率	31%